

引上げ分の地方消費税収の使途について（令和4年度当初予算）

田野畑村

地方消費税改定に伴う引上げ分の地方消費税収は、全て社会保障施策に要する経費に充てるとされています。

本村における引上げ分の地方消費税収（社会保障財源化分の地方消費税交付金）とその使途は以下のとおりです。

【歳入】 社会保障財源化分の地方消費税交付金	28,824	千円
【歳出】 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	467,269	千円（一般財源ベース）

【社会保障経費等の使途および財源内訳】

単位：千円

使途	経費	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国庫支出金	県支出金	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源分)	その他
社会福祉費	202,130	60,679	47,846		5,774	87,831
高齢者福祉費	175,208	3,750	14,213	8,604	9,169	139,472
児童福祉費	196,586	23,215	9,938	14,602	9,181	139,650
保健衛生費	68,678	520	385	17,032	3,130	47,611
公債費	8,894				549	8,345
共済費	16,557				1,021	15,536
合計	668,053	88,164	72,382	40,238	28,824	438,445
	特定・一般財源計	200,784			467,269	